

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請する。

令和5年6月27日

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 大塚 英司
(公印省略)

1 業務概要

(1) 業務の名称 R5年度航空機の防護手段の抗たん性能向上に係る調査検討

(2) 業務内容 本業務は、以下の業務を行う業務である。

- ・施設配置検討
- ・大扉の詳細図作成
- ・プレキャスト構造化についての資料収集、比較整理及びパーツ検討図作成
- ・概略工程表の作成
- ・関係法令等の整理
- ・既製品等の資料収集
- ・既製品等の技術等情報のヒアリング
- ・既製品等の技術等情報整理票の作成
- ・在来建設技術(在来軸組・製作技術)等の技術等情報整理票の作成
- ・技術等情報の評価及び比較検討
- ・基本構想

(3) 履行期間 契約締結日から令和6年3月15日まで

(4) その他

ア 本業務は、紙見積合わせ方式(電子入札システムを利用しない手続きをいう。以下同じ。)により行う業務である。申請の方法は、説明書による。

2 技術提案書の提出者に要求される資格

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における令和5・6年度一般競争(指名競争)参加資格(以下「防衛省競争参加資格」という。)のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「測量・建設コンサルタント(建築)」に係る「A」の格付を受け、北関東防衛局

- に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 参加申込書及び資格確認資料（以下「参加申込書等」という。）提出期限の日から見積合わせの時点までの期間に、北関東防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 次に示す同種又は類似業務について、元請けとして平成25年4月1日から公示日までに完了又は引渡しが完了した業務の実績を有すること。
- ・同種業務：元請けとして受注した、国、特殊法人等及び地方公共団体が発注した建築物で30m以上の無柱空間でかつ1,000㎡以上の新設建築設計業務
 - ・類似業務：元請けとして受注した、国、特殊法人等及び地方公共団体が発注した建築物で10m以上の無柱空間でかつ1,000㎡以上の新設建築設計業務
- ただし、業務成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、業務成績のない業務については、検査に合格している又は業務が完了している証明をもって65点以上の業務とみなすものとする。
- (6) 本業務に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がないこと。詳細は説明書による。
- (7) 防衛省が発注した業務のうち、令和3年度及び令和4年度に完了又は引渡しが完了した業務の実績がある場合には、評定点の平均が65点以上であること。
- (8) 次の基準をすべて満たす技術者を配置できること。
- ア 配置予定管理技術者
- 配置予定管理技術者については、次の(ア)から(エ)に示す条件をすべて満たす者である。
- (ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有する。
 - (イ) 平成25年4月1日から公示日までに完了又は引渡しが完了した業務のうち、次に示す同種又は類似業務においての経験を有する。
 - ・同種業務：国、特殊法人等及び地方公共団体が発注した建築物で30m以上の無柱空間でかつ1,000㎡以上の新設建築設計業務を履行した実績

- ・類似業務：国、特殊法人等及び地方公共団体が発注した建築物で10m以上の無柱空間でかつ1,000㎡以上の新設建築設計業務を履行した実績

ただし、業務成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、業務成績のない業務については、検査に合格している又は業務が完了している証明をもって65点以上の業務とみなすものとする。

- (ウ) 令和5年6月27日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。）が4億円未満かつ10件未満である。

手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。

- (エ) 公示日の時点で申請者と3ヶ月以上の直接的な雇用関係がある。

- (9) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

- (10) 業務実施体制の妥当性が確認できる者であること。なお、業務実施体制の妥当性が確認できない場合とは、以下のいずれかに該当する場合をいう。

- ア 再委託の内容が、主たる部分の場合

- イ 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合

- ウ 共同体による業務の分担構成が細分化され過ぎて、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合

- (11) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者。

3 技術提案書の提出者の選定及び技術提案書の特定

- (1) 技術提案書の提出者の選定

上記2に掲げる資格を有する参加表明書の提出者について、次のアからウの評価基準により評価を行い、上位3から5者を選抜し、技術提案書の提出者として選定する。

- ア 企業の実績及び能力

- イ 配置予定管理技術者の経験及び能力

- ウ その他

- (2) 提出された技術提案書の特定

上記(1)により選定された者の技術提案書について、次のアからイの評価基準により評価を行い、上位1者を技術的に最適なものとして特定する。

なお、配置予定技術者に対しヒアリングを行う。

- ア 業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他

- イ 特定テーマに対する技術提案

4 手続等

(1) 担当部局

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1

防衛省大臣官房会計課契約係

TEL 03-3268-3111 (内線20823)

FAX 03-5229-2138

(2) 説明書の交付期間等

ア 交付期間 令和5年6月27日から令和5年7月11日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前9時30分から午後6時15分まで。

イ 交付場所 (1)に同じ

ウ 交付方法 書面による。

(3) 参加表明書の提出期限等

ア 提出期限 令和5年7月11日 午後6時15分

イ 提出方法 (1)に持参又は郵送等により提出する。

(4) 技術提案書の提出期限等

ア 提出期限 令和5年8月9日 午後6時15分

イ 提出方法 (1)に持参又は郵送等により提出する。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行日比谷代理店）。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は業務委託料の10分の1以上とする

(3) 特定後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。

(6) 参加資格の級別の格付を受けていない者の参加 上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記4(3)により参加表明書等を提出することができるが、その者が当該業務について技術的に最適なものとして特定されるためには、特定通知日までに級別の格付を受けていなければならない。

(7) 詳細は説明書による。